

# マルチサポート事業（パラリンピック競技）ターゲット競技種別（クラス）選定要項

平成26年8月12日

スポーツ・青少年局長決定

## 1. 選定対象とする競技種別（クラス）

マルチサポート事業（パラリンピック競技）ターゲット競技種別（クラス）（以下「ターゲット競技種別（クラス）」という。）は、選定時点において開催都市が決定しているパラリンピック競技大会の実施競技種別（クラス）から選定する。

## 2. 選定基準

### （1）実績による評価

- 下記の競技大会の実績により評価する。
  - ・ パラリンピック競技大会での連続メダル獲得状況
  - ・ 過去2大会のパラリンピック競技大会の成績
  - ・ 過去4年以内の主要国際競技大会の実績
  - ・ 過去1大会のアジアパラ競技大会の成績

### （2）強化戦略プランによる評価

- 中央競技団体が策定する強化戦略プランに基づき、目標設定や強化・育成計画及び実現可能性等を評価する。

### （3）アスリートの状況による評価

- 次期パラリンピック競技大会でメダル獲得が期待される潜在的能力を有するアスリートの状況や当該競技で実績を持つアスリートのコンディション等を評価する。

### （4）国際的なスポーツ動向等による評価

- 世界の趨勢の中での日本の競技レベルの状況や競技特性（メダル数が多い競技種別、強豪国が分散している競技種別、体力差の影響が少ない競技種別等）等を評価する。

## 3. 選定方法

上記2の選定基準及び別に定める選定チームにより、ターゲット競技種別（クラス）を選定する。

## 4. 決定方法

上記3で選定されたターゲット競技種別（クラス）により、スポーツ・青少年局長が決定する。

## 5. ターゲット競技種別（クラス）とする期間

決定したターゲット競技種別（クラス）は、中央競技団体の強化・育成計画やサポートの継続性等に鑑み、原則として、次期パラリンピック競技大会が開催される年度末までとする。

ただし、中央競技団体の強化戦略プランや潜在的能力を有するアスリートの状況等も踏まえ、次期パラリンピック競技大会の開催2年前に、必要に応じて中間見直しを行うこととする。

なお、不測の事態等により強化戦略プランの変更等が生じる場合はこの限りではない。

## 附則

上記5の期間について、平成26年度においてはトライアル実施とするため、平成26年度末までとする。